

(政務活動費用)

(様式1)

出張報告書

令和7年9月1日

釧路市議会議長 畑中 優周 様

会派名

代表者名 木村 隼人



次のとおり、政務活動費による出張を終えましたので報告します。

受命者	木村 隼人
出張先	札幌市
期間	令和7年8月6日～令和7年8月8日（3日間）
用務	釧路湿原周辺メガソーラー建設問題における文化財保護上の対応について
調査（研修） 結果等の概要	別紙参照
備考	

- 注) 1 資料等がある場合、添付すること。資料は、事務局経由で会派へ返却するので、本出張報告書（原本）とともに会派で保管すること。
- 2 調査結果等の概要は、別紙による記載も認める。

出張報告書

北海道教育委員会との協議記録

打ち合わせ日	令和7年(2025年)8月6日
訪問先	北海道教育委員会
案件名	釧路湿原周辺メガソーラー建設問題における文化財保護上の対応
報告書作成日	令和7年9月

1. 背景と問題の概要

釧路市北斗地区において、大阪の事業者が約4.2ヘクタールの民有地に太陽光パネル6,600枚を設置するメガソーラー建設を進めています。この建設予定地は、国の特別天然記念物タンチョウや国の天然記念物オジロワシ、絶滅危惧種キタサンショウウオなど希少生物の生息地に隣接しており、生態系への深刻な影響が懸念されています。

事業者が実施した希少生物調査は、専門家への聞き取りのみでタンチョウの現地生息調査が行われておらず、オジロワシについても繁殖期の調査が著しく不十分であるとして、釧路市教育委員会が文化財保護法に基づき文化庁に意見書を提出。文化庁は全国で初めて太陽光発電施設建設に関して見解を示し、原状回復命令や罰則適用の可能性に言及するという異例の事態となっています。

2. 北海道教育委員会の役割と権限

(1) 文化財保護行政における位置づけ

文化財保護法のもとでは、文化財保護行政は「国(文化庁)→都道府県教育委員会→市町村教育委員会」という三層構造になっています。北海道教育委員会は、この中間に位置する重要な役割を担っています。

行政主体	主な権限・役割	今回の案件での位置づけ
文化庁(国)	国指定文化財の管理・許可、原状回復命令、罰則適用の判断	見解の示達、捜査機関への情報提供要請
北海道教育委員会	道内文化財の監督・調整、市町村教委への指導・支援	市町村教委と国の中間調整、道独自の文化財保護条例の運用
釧路市教育委員会	市内文化財の管理、事業者への指導・通告	意見書の文化庁提出、立ち入り禁止通告の主体

(2) 北海道教育委員会の具体的な責任範囲

- 道内の国指定・道指定文化財（天然記念物を含む）の保護に関し、市町村教委を指導・監督する立場
- 文化財保護法に基づく事案において、市町村教委が対応困難な場合の支援・介入
- 北海道独自の文化財保護条例の運用と事業者への適用判断への関与
- 文化庁と市町村教委の間の連絡調整・情報共有の橋渡し
- 道内全域での再生可能エネルギー開発と文化財保護の両立に向けた指針策定

3. 打ち合わせで確認すべき課題と論点

(1) 権限の「すき間」問題

本件の核心的問題は、国の特別天然記念物（タンチョウ）が生息する「民有地」での開発行為に対し、文化財保護法上の直接的な規制がかかりにくい点にあります。現行法では、文化財そのもの（タンチョウ等）を傷つける行為は規制されますが、生息環境の変化（工事による生態系の変容）については、被害が顕在化する前の予防的規制が難しい構造になっています。

北海道教育委員会がこの「すき間」をどう補完し、市町村教委を支援するかが重要な確認事項です。

(2) 調査不十分への対応フロー

事業者の調査が不十分と判断した場合、行政の対応フローは以下の通りです。

段階	対応主体	措置内容	根拠法令
①	釧路市教委	再調査の要求・立ち入り禁止通告	文化財保護法・市文化財保護条例
②	北海道教委	市教委への指導・文化庁への報告	文化財保護法・道条例
③	文化庁	見解の示達・原状回復命令・罰則適用	文化財保護法第92条等
④	文化庁（要請）	捜査機関への情報提供	文化財保護法罰則規定

(3) 北海道教育委員会に確認した主要事項

- 道教委として、市教委が文化庁に意見書を提出するまでの経緯を把握していたか
- 道独自に事業者へ指導・警告する権限があるか、またその意向はあるか
- 今後、同様の事案が道内他地域で発生した場合の対応方針は策定されているか
- 2019年文化財保護法改正による「文化財保存活用大綱」の策定状況と本件への活用可能性
- 道と市町村教委の間の情報共有・連携体制の現状と改善の余地

4. 市民・住民への周知事項

- 北海道教育委員会は市町村教委を指導・支援する立場にあるが、文化財保護法上の強制権限は国（文化庁）が持つ構造となっている
- 文化庁が全国で初めて太陽光発電施設建設に関して罰則・原状回復命令の可能性を示達した案件であり、今後の先例となる
- 2025年10月施行の釧路市条例により、今後は同様の開発に対し市独自の規制が可能となる

【注記】

本報告書は、令和7年8月6日に実施した北海道教育委員会との打ち合わせの内容および公知の報道・資料をもとに作成したものです。本文中の事実関係については、各省庁・機関の公式発表を参照してください。